

(大分海区漁業調整委員会 たる流し漁業の禁止)

大分海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、次のとおりたる流し漁業(立縄釣漁業)(一端を浮子^{うき}で海面上に保持し、海中において垂直に立つようにした釣漁具を使用して行う漁業をいう。)を禁止する。

令和八年三月三日

大分海区漁業調整委員会会長 阿 部 貴 史

一 禁止区域

豊後水道(大分県関崎灯台と愛媛県佐田岬灯台を結んだ直線以南)の大分県海域

二 禁止期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで